

(4) 休日・夜間など勤務時間外

教職員

- 教職員は、横浜市域で震度5弱以上の地震が発生した場合において、勤務校に参集し、校内に災害対策本部を設置する。
- 連絡調整者（各学校3名指名）は、いち早く学校に駆けつけ、校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会事務局や区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初動対応を行う。
- 職員室の鍵を開錠し、地域防災拠点運営委員会による校内放送設備の使用や防災無線などによる情報伝達活動を支援する。
- 職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、運営委員会による校内放送設備の使用や防災無線による区災害対策本部との情報伝達活動を支援する。
- 運営委員会からの要請に基づき、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備の貸与など緊急対応を行う。
- 避難者を校庭または体育館へ誘導する。
- 校長室、職員室、会議室、保健室、給食室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用させない。
- 校長・副校長が学校に到着した場合には、連絡調整者は、ただちに、発災後に対応した措置等について、校長・副校長に報告する。
- 児童生徒、教職員の安否確認に努める。
- 施設の被害状況の把握に努めるとともに、危険箇所の立ち入り禁止措置を行う。
- 避難者の人数が多く、体育館のスペースのみでは不足が生じる場合には、事前に予定している教室の利用等について、運営委員会と協議し、可能な場合には住民避難スペースとしての利用に供する。
- 清掃用具は学校の備品等を貸与する。ガラスなどを処理できるゴミ袋を準備しておく。（ガラス清掃に適した用具）
- 体育館のトイレのみでは対応が困難な場合、校舎のトイレが使用可能な場合には、避難者が利用できるトイレを指定して、運営委員会を通じて、避難者に周知させる。
- 救出・救急医療班が編成された場合には、避難住民の負傷者の応急手当を行う。